

出土遺物からみた遺跡の性格

—平城京左京二条二坊十二坪出土の土器を中心として—

三 好 美 穂

1. はじめに

最近、平城宮東南隅近辺では開発の波が一挙に押し寄せ、これに伴う事前の発掘調査が頻繁に行われている。特に、左京三条二坊一・二・七・八坪の4町分にまたがるデパート建設工事は、面積約40,000坪におよぶ大規模なものであったため、約3年間もの月日をかけて発掘調査が実施され、その結果、4坪にまたがる大邸宅跡が存在していたことが明らかになった。¹⁾「長屋皇宮」と記されたものをはじめ大量の木簡が出土したことにより、同地は長屋王の邸宅である可能性が高まった。さらに、平成元年度には左京二条二坊五坪においてデパート駐車場建設工事に伴う調査が実施され、「兵部省卿宅」と記された木簡の出土や一坪以上もの敷地を利用したと考えられる建物群が検出された。²⁾出土木簡の記述内容から五坪内には、当時兵部省卿であった藤原麻呂が住居を構えていた可能性があると指摘された。同遺跡のすぐ北東部には麻呂の父親の藤原不比等邸跡と考えられている法華寺があり、平城宮東院近辺は藤原氏一族で占めていた公算が大きいとのみかたもできよう。

麻呂邸推定地のすぐ東側、左京二条二坊十二坪でも昭和57・59年度の2カ年3次にわたる発掘調査を奈良市教育委員会が実施している。調査の結果、十二坪の中央よりやや北にある正殿と園池、そしてこれを取り囲んで配された回廊状遺構が検出された。大量の三彩瓦の出土や遺構の規模・構造などから宮廷関係の施設、あるいは公的施設であろうと考えられている。³⁾また、十二坪が続日本紀に見られる「梨原宮」ではないかとの論考も昭和58年度に発表されている。⁴⁾

このように法華寺から平城宮南方遺跡に至るまでの逆L字ゾーン、および左京三条二坊界隈は一般的な宅地とは明らかに様相を異にする特殊地区と言えるだろう。

本稿では、逆L字ゾーンの一画にある左京二条二坊十二坪の調査に焦点をあて、「梨原宮」説を再検討し、出土土器をとおして十二坪の性格について若干の私見を述べてみたい。

2. 十二坪の遺構と遺物

まず最初に、十二坪内で検出された遺構および出土遺物について概述しておく。昭和59年度の調査については正報告が未刊であるが、概要資料等を参照しながら主要なものについて述べる。遺構の実年代については、昭和57年度の概要報告書に掲載されたものを引用する。

a 検出遺構

検出遺構は、柱穴の重複関係や配置などから大きく4期に区分されている。

I期(708~721) SE18・19・21、SK24があるだけで、建物は検出されていない。

II期(721~745) SC04、SB01・02・05、06、SE19・20、SG17、SX22などがある。坪の中心部に、ほぼ同位置で2棟の建物が重複している。掘立柱建物S B 01を建てた後、四面廂付礎石建物S B 02に建て替えている。この南西部には池S G17もつくられる。

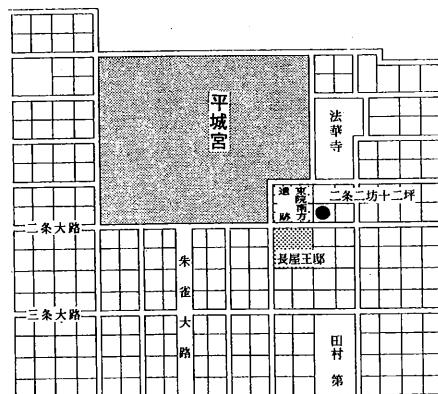
S B 01・02、S G17のまわりには回廊状遺構S C 04がめぐらされる。南面中央には門S B 03が開く。規模は、回廊東・西面の棟通り間距離で51m、回廊北面は検出されなかったため不明だが、南北距離は45m以上を測る。坪の計画幅(450尺)の三等分ラインに合わせて建てられ

ていることが判る。

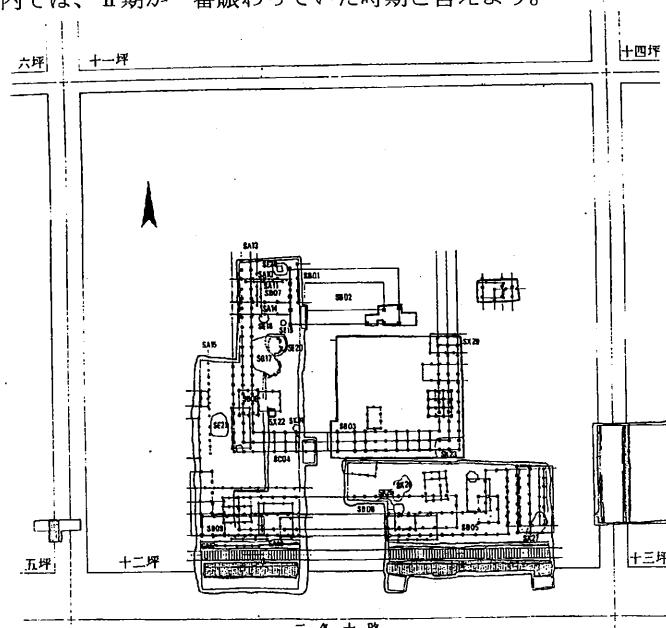
S B 01・02との門の間には建物がなく、広場として機能していたものと考えられる。

坪の南辺部には、S C 04に添うようにして桁行20間、梁行2間の長大な東西棟建物S B 06が建てられた後、北にコの字型に開く桁行29間、梁行1間の大規模な建物S B 05が構築される。

十二坪内では、II期が一番賑わっていた時期と言えよう。



第1図 平城宮周辺条坊復元図



Ⅲ期(745~757) SB17・08・09、SK23・27などがある。この時期になると、十二坪の様相が一変してしまう。礎石建物SB02が建っていた場所よりやや西側に比較的大きい南廂付建物(SB17)があるほかは小規模なものばかりである。

Ⅳ期(757~) もはや中心的建物はなくなり、小規模な建物が散在するだけとなる。今まで構築されることが少なかった墀(SB10~16)が比較的多くつくられるようになるが、その配置および位置関係には規格性が伺えない。

以上みてきたように、十二坪内は、Ⅱ期には京内的一般宅地ではみることができないような大規模な建物や配置を呈している。遺構配置からだけでも宮が関与した公的な施設であると推察するのは容易だろう。しかし、Ⅱ期以外になると一挙に建物数が減り、閑散とした様相を示すのはなぜだろうか。Ⅲ期以降は建物の規格性が崩れだしており、配置関係などをみても宮が関与していたと思わせる要素をみいだすことはむずかしい。

b 出土遺物

3次にわたる調査で出土した遺物の量は、遺物整理箱で2000箱を数える莫大なものであった。そのうちのほとんどが瓦類で、土器類は全体の20%にすぎない。十二坪内の遺構に伴った土器は、量的にも少なく、決して良好な資料とはいえない。だが、時期が判るものも若干見られるので、比較的残存状態の良いものを抽出し、先に平城宮土器編年別に概述し、遺構の時期区分と対比しておく。(第3~4図)その後、出土遺物の検討へと移っていくこととする。

平城宮土器I(710) SK24(29~32)、SE31(34・38)出土土器が含まれる。土師器杯A(75・77)は、内面に螺旋状暗文、二段の斜放射状暗文がみられる。この時期の特徴をあらわす土器である。遺構時期区分のⅠ期に相当する。

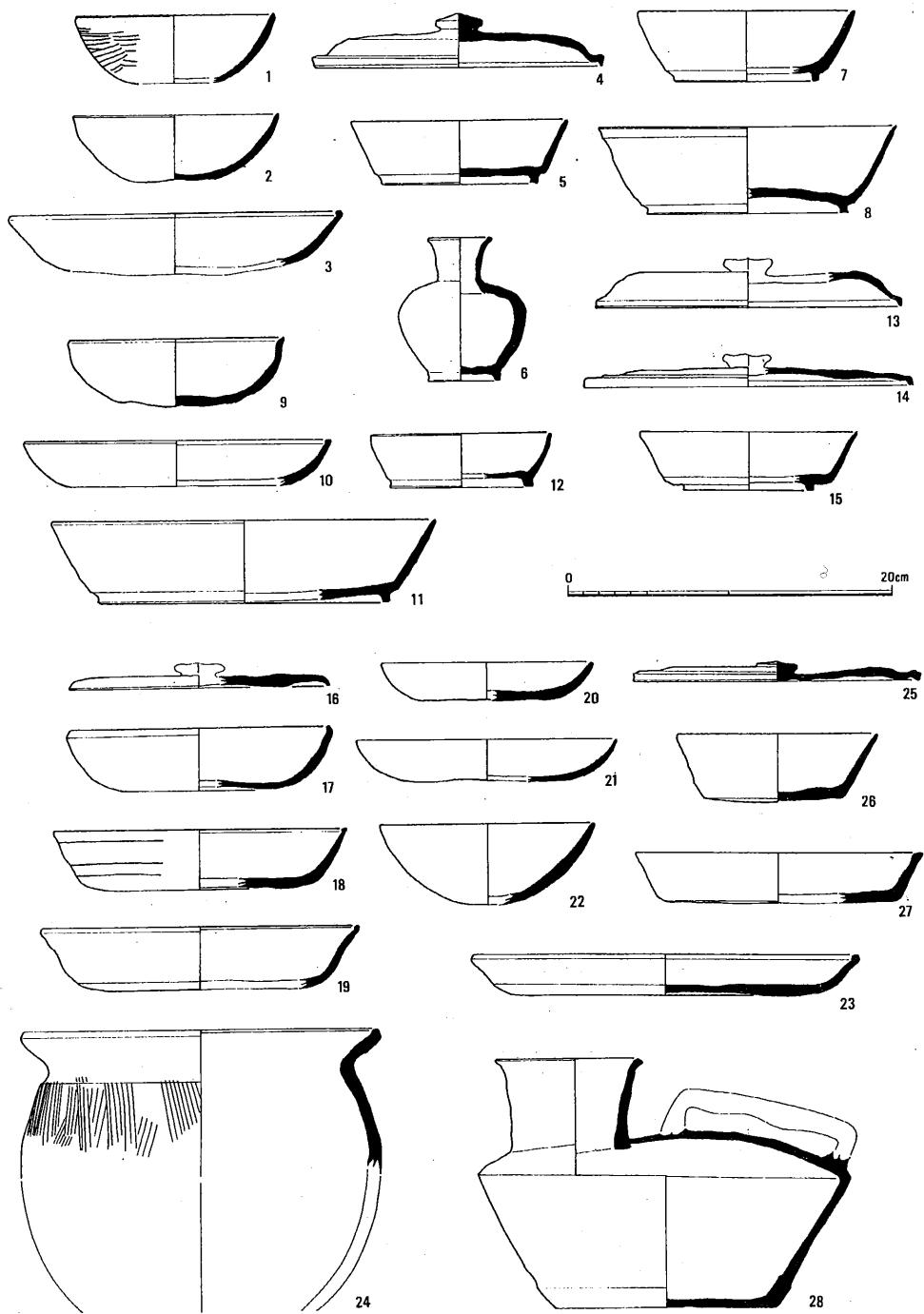
平城宮土器III(750) SE19(33・35~37)出土土器に相当する。土師器杯A、壺Bのほかに皿A、椀Aがある。杯A(33)の口縁部内面には一段の斜放射状暗文がある。遺構時期区分のⅡ期に相当する。

平城宮土器IV(765) SK27(16~18)、SK26(1~3)、SK23(9~12?)出土土器が相当する。土師器杯や皿には暗文を施すものがみられなくなる。調整は、杯・皿とともにa手法またはc手法により施されている。遺構時期区分のⅢ期に相当する。

平城宮土器V(780) SK25(41~42)出土土器がある。須恵器壺M(6)は、高台のつくタイプで、底部外面はヘラ切り痕跡が残る。遺構時期区分のⅣ期に相当する。

平城宮土器VI(800) SE35(13・14)出土土器が相当する。須恵器壺M(13)は、高台の付かないタイプのもので、底部外面には回転を利用した糸切り痕がある。遺構時期区分のⅣ期に相当する。

以上、述べてきたように、土器類は概ね奈良時代全般にわたっていることがわかり、十



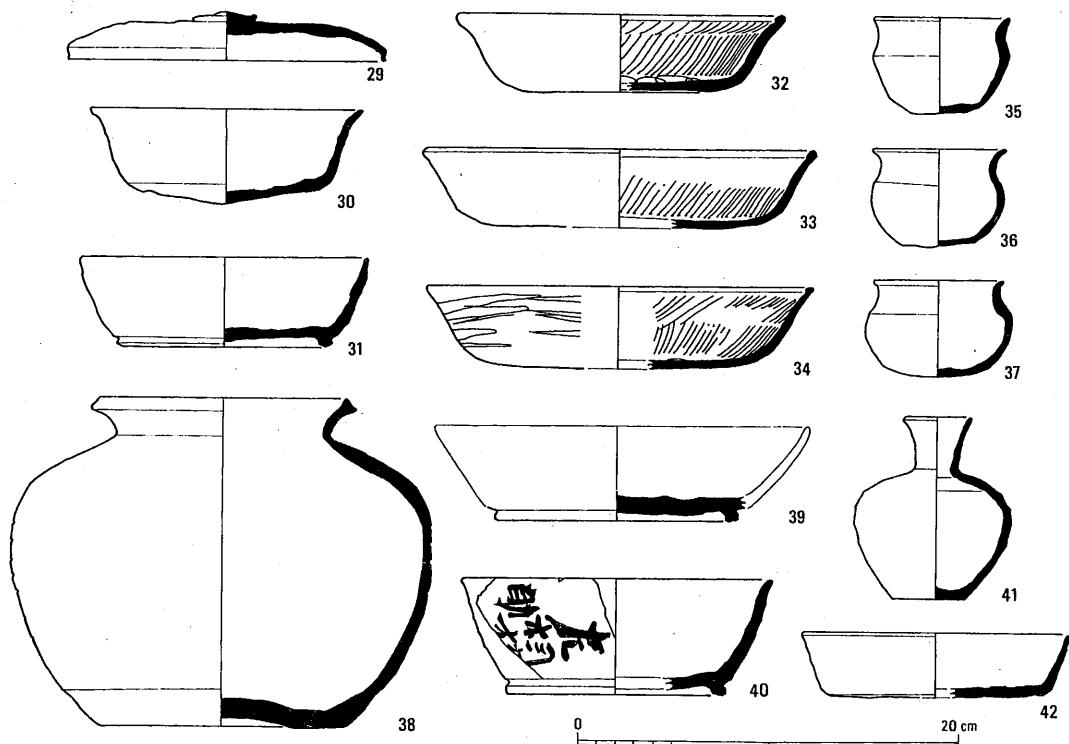
第3図 出土土器 (1/4)

二坪の利用時期を決める指標にもなり得る。

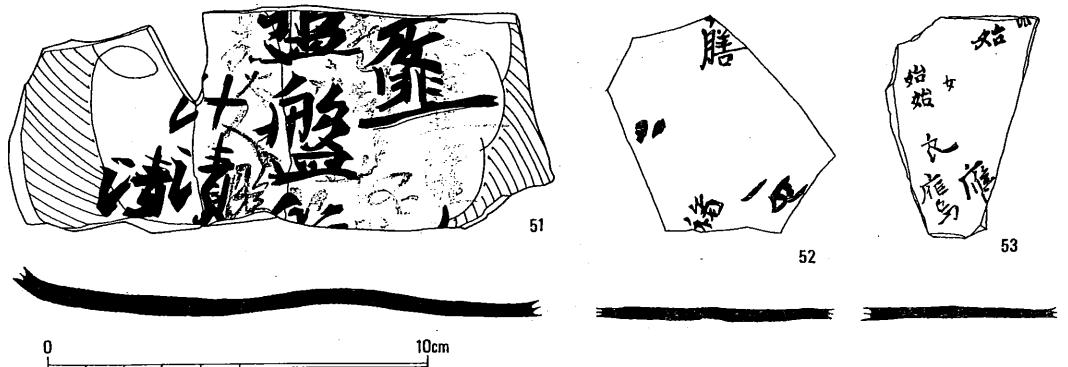
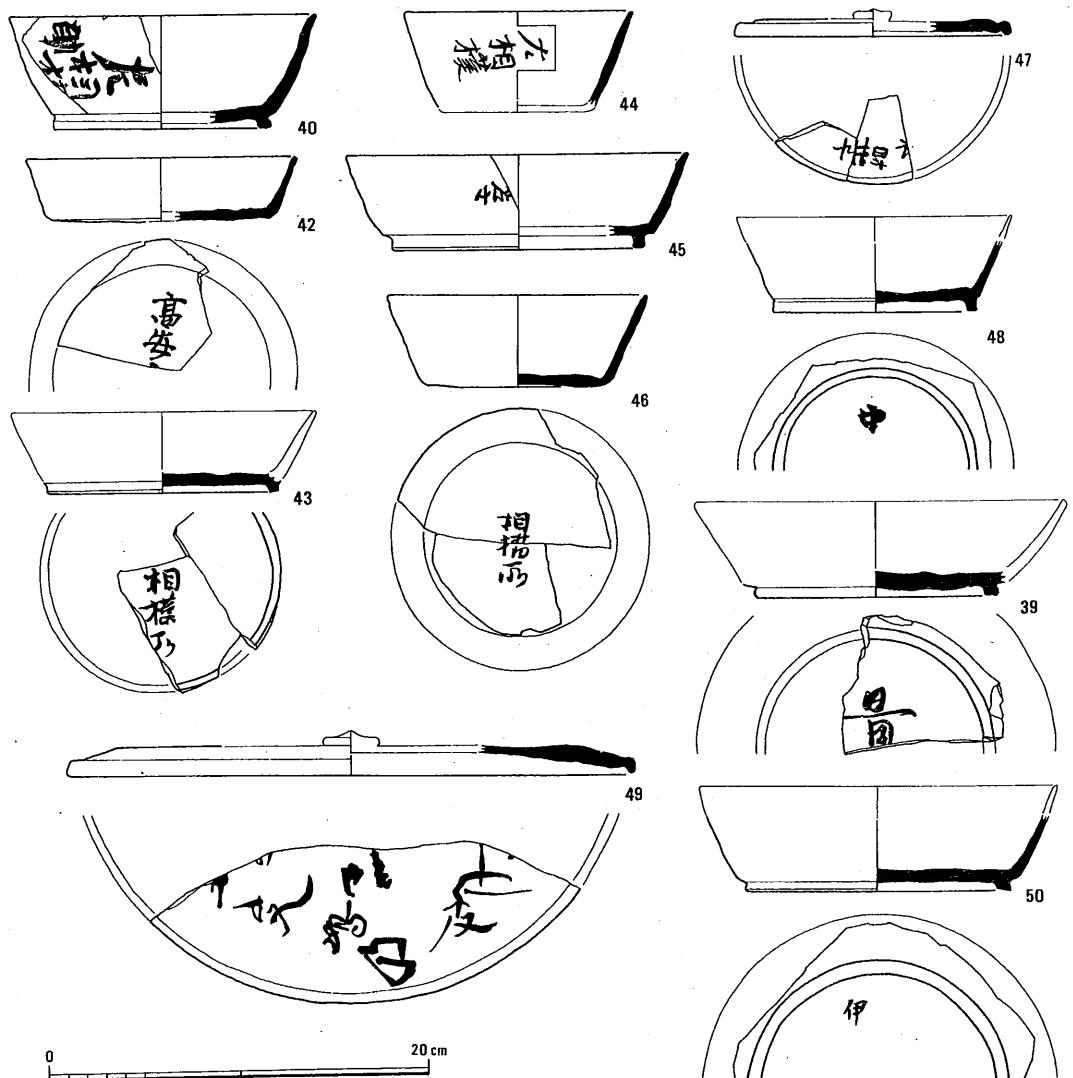
次に、十二坪出土遺物の特徴を述べてみたい。既に指摘されていることだが、十二坪の出土遺物は、京内的一般宅地から出土する遺物のあり方とは大きく異なるところがある。

その点について、箇条書にして以下にまとめてみた。

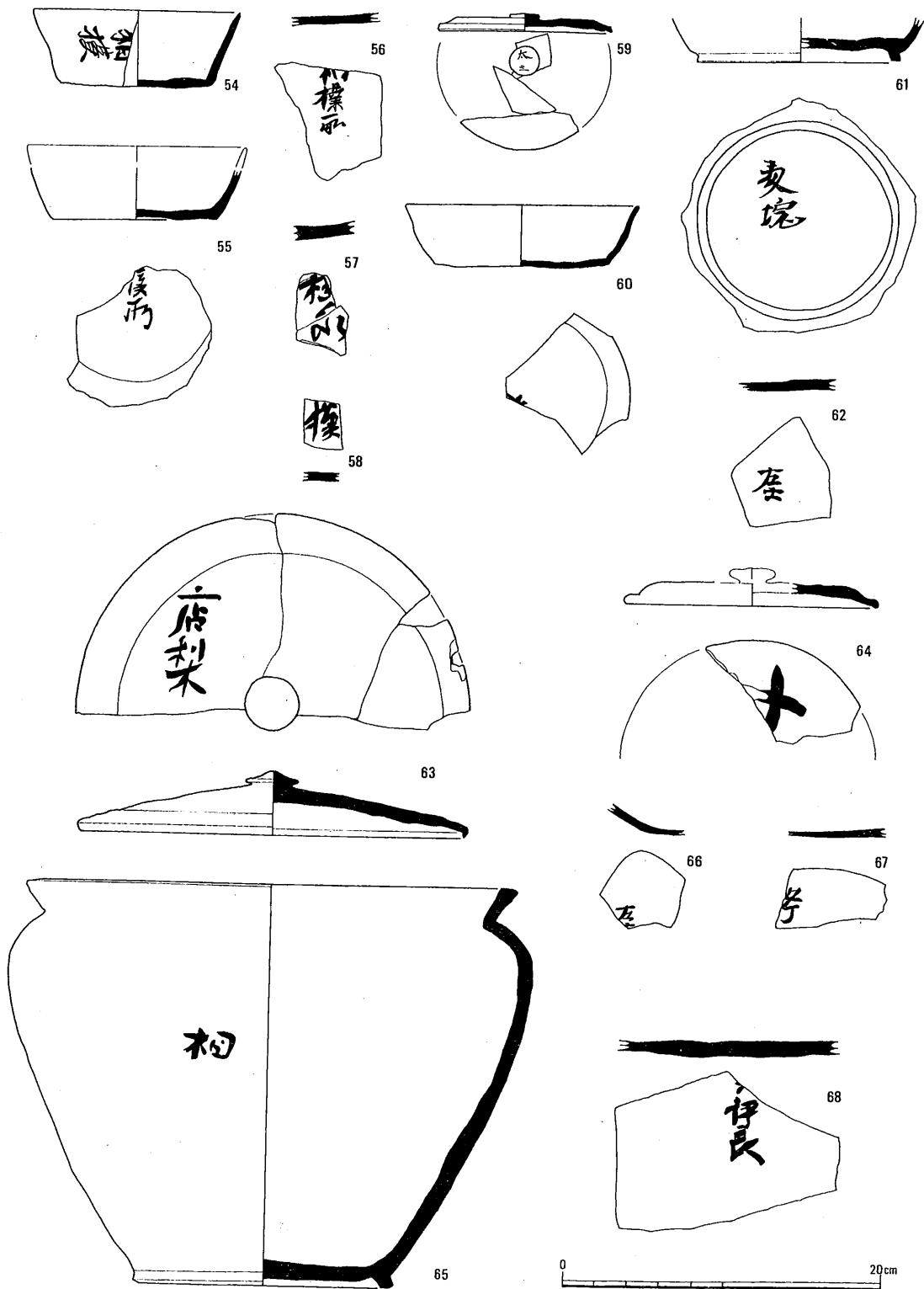
1. 出土遺物の80%を瓦類が占め、土器はわずかに20%だけである。
2. 軒瓦の量は、これまでの京内の調査（寺院を除く）例と比べてもしば抜けて多く宮内の主要地域の状況に匹敵する。
3. 軒丸瓦と軒平瓦との組合せが、内裏東外郭（6304 A—6664 D・F）、第二次内裏（6311A・B—6664 D・F）、内裏北方官が（6314C—6666 A）、第二次大極殿院、朝堂院（6225A—6663 B・C）など宮内でのパターンと同じものが見られる。
4. 今までに類例のない、十二坪独自の軒瓦の組合せ（6308 I—6682 B）がある。
5. 施釉瓦が、緑釉、二彩、三彩あわせて約400点も出土している。
6. 土器類は、土師器杯・皿、須恵器杯といった供膳形態のものが多い。甕などの煮沸形態は殆どない。
7. 遺物包含層から出土した須恵器杯は、硯として使用された形跡があるものが大量に



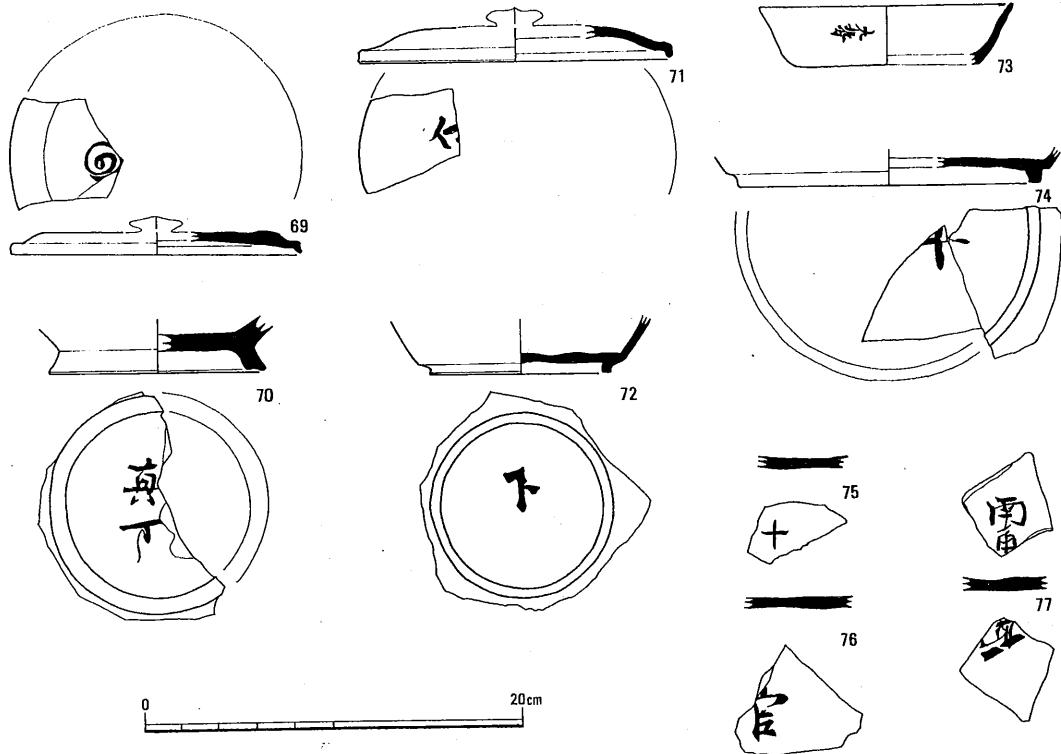
第4図 出土土器 (1/4)



第5図 墨書き器 ($\frac{1}{4}$ 、86のみ $\frac{1}{2}$)



第6図 墨書き器 (1/4)



第7図 墨書き土器 (1/4)

土器番号	記載内容	器種	記載位置	出土地点	土器番号	記載内容	器種	記載位置	出土地点
45	左 土	須恵器 杯B	口縁部外面	二条大路 北側溝	56	相 撲 所	須恵器杯又皿	底部外面	SK 23
48	中	"	底部外面	"	57	撲 所	"	"	"
46	〔撲カ〕 相 □ 所	杯A	"	"	58	撲	"	"	S X 29
40	〔重カ〕 □	杯B	"	"	59	太 三	杯B蓋	つまみ	"
40	〔撲カ〕 左 相 □ / 助	"	口縁部外面	S B 08	60	□	杯A	底部外面	"
42	高 安 □	杯A	底部外面	S E 28	61	麦 境	杯B	"	SK 27
51	〔盤カ〕 蕪 カ / □ 整 □ / 汁 潟 人 盘 / □□□□ / □□ 人 (下)	土師器杯又皿	"	二条大路 北側溝	62	左 土	杯又皿	"	雨落ち溝
53	□ / 始 / 女 / 始始 / 〔匁カ〕 衣 / 鷹□	"	"	"	63	店 梨	皿B蓋	頂部外面	二条大路 北側溝
43	相 撲 所	須恵器 杯B	"	遺物包含層	64	十 カ	杯B蓋	"	"
44	〔撲カ〕 左 相 □	杯A	口縁部外面	"	65	相 □	壺C	胴部外面	"
47	□ □	杯B蓋	頂部内面	"	66	左士カ	杯A	口縁部外面	"
50	伊	杯B	底部外面	"	67	□	杯又皿	底部外面	"
52	□ 賠 / □ (上) □□甘真□ / □天(下) 〔中カ〕	土師器杯又皿	底部内外面	"	68	□ 伊 良	"	"	"
49	乃カ / -文□及 / 及 / 及	須恵器皿B蓋	頂部内面	二条大路 北側溝	69	◎ (記号)	杯B蓋	頂部外面	SK 27
54	相 撲	杯A	口縁部外面	S K 23	70	真 万 吕	壺	底部外面	遺物包含層
55	撲 所	"	底部外面	"	71	□	杯B蓋	頂部内面	SK 27
76	官カ	杯又皿	"	遺物包含層	72	下 カ	杯B	底部外面	遺物包含層
					73	大 □	杯A	口縁部外面	"
					74	十 カ	杯B	底部外面	雨落ち溝
					75	十	杯又皿	底部外面	遺物包含層
					77	南 田 / 南	"	底部内外面	SK 25

表1 出土墨書き土器一覧

出土した。

8. 十二坪内や坪の南限を画す二条大路北側溝から墨書土器が38点出土している。内訳は「相撲所」「左相撲」「左土」などの役所名、役職名かと考えられる墨書土器が12点ある。この他にも、人名、記号、食器の用途を記したものなどもある。
9. 唐三彩陶枕片、奈良三彩壺片が出土。唐三彩陶枕は、奈良市大安寺から出土したものと同じタイプのものである。

以上のこととが一般宅地での出土状況と大きく異なる点だと考えられる。軒瓦の組合せ、施釉瓦の出土量、日常雑器である土器の出土量の少なさ、転用硯が大量にある点などは、私的生活のイメージにまったく欠ける。検出遺構からみても、正殿と池、そしてこれらを取り囲んで配された回廊状遺構、コの字型の建物、広場といった建物配置からみても同様なことがいえるだろう。これらの事柄から、宮が深くかかわって建設した公的施設であることが容易に推察できる。では、その公的施設とは具体的にどんなものであったのだろうか。その施設がもつ役割、機能、そしてその存在時期はいつごろなのか。この疑問に対しても、いままでに2つの説が提示されている。1つは「相撲所」説、2つめは「梨原宮」説である。しかし、2つの説は遺構と遺物の時期的な関係を十分に検討されていないと考えられ、いささか問題が残ると思われる。次の章では、遺構と遺物の時期を検討することにより、「相撲所」「梨原宮」説が成立するか否かを考えてみたい。

3. 遺構の性格

前章でも触れたように、十二坪で検出されたⅡ期の遺構は「相撲所」または「梨原宮」ではないかと推察されている。

「相撲所」の可能性を示唆された根拠は、遺物包含層や土壤、そして十二坪の南限を限る二条大路北側溝から「相撲所」「左相撲」などと書かれた墨書土器が出土したことによっている。墨書土器の記載内容や出土分布からみて、相撲を行うために設けられた役所が十二坪内に存在していたであろうことは誰もが考え付くことであるが、調査報告によると「相撲所」そのものの性格が判明していない現状ではⅡ期の遺構と直接結びつけるのはいささか危険であると結ばれている。

しかし、墨書土器の出土分布状況をみていると、他から運ばれてきたものが当該地に捨てられたとは考えにくく、やはり、十二坪内で使用されていたものと考えるのが妥当であろう。では、この墨書土器が坪内で使用されていたのはいつ頃だろうか。次にこれを検討してみよう。

墨書土器は細片が多いため、詳細な時期を決定するのは難しい。しかし、杯A(44・54)、杯B(40)は、法量及びその形態から見て奈良時代前半から中頃にかけての特徴をもつものであり、その時期を推定できる。この他に、共伴遺物からその時期を推定できるものが

ある。SK23出土遺物は奈良時代中頃から後半にかけてのものが多く、一括投棄され埋められたものと考えられ、伴出した墨書き土器も同様な時期をあたえることができるだろう。

これらの墨書き土器を先にふれた遺構の時期区分にあてはめると、Ⅱ期からⅢ期に相当することが判る。しかし、Ⅱ期とⅢ期では遺構の利用状況がまったく異なっており、両時期とも同じ性格をもつ建物であったとは考えにくい。むしろ、建物配置などからみても「相撲所」の墨書き土器はⅡ期に使用していた可能性がかなり高いものとみられる。

以上の理由から、Ⅱ期に相当する建物群は「相撲所」として機能されていた可能性は極めて大きいと考える。

次に「梨原宮」説を検討してみる。

この説の根拠は、1つは当該地周辺には宮廷と密接な関係にある東院、法華寺、阿弥陀淨土院があり十二坪のしめる地理的重要性からみても宮殿関係の施設であろうということ。

2つめもやはり地理的なことを理由にしている。『続日本紀』の天平勝寶元年十二月戊寅の条に、「於宮南梨原宮造新殿以為神宮」とある。後にも先にも「梨原宮」の記事が現れるのはこれだけであるが、十二坪は地理的にも宮南の地にふさわしく池をそなえた特殊な構造と施釉瓦を葺いた建物であることから「梨原宮」であると認知している。

3つめは、荘園の研究をとおしてその場所を推察している。『東大寺要録』西南院の条に、藤原貞子が梨原庄として、田地を仏聖灯油料とし寄進した記事に注目し、この梨原庄とは二条二坊三・四・五・十二坪、二条三・四・五坊、四条三坊、五条三坊を含めていることを理由にあげている。むろん、梨原庄の称号は「梨原宮」からつけられたものと指摘されている。以下、これらの点について考えてみたい。

3つのうち、最後に記した梨原庄は広い範囲にわたっており、本来中心となった梨原の地がどこにあるかは、この史料からでは読みとることは不可能だろう。

2つめは、つきつめれば特殊な構造の遺構と施釉瓦を葺いた建物が「梨原宮」にふさわしいとしているが、遺構と文献上にあらわれる「梨原宮」とが時期的に合致するか否かを検討する必要がある。

梨原宮の手がかりについては、先に述べたように続日本紀に記載されているデータだけであるが、この資料によると「天平勝寶元年には宮南にある梨原宮に新殿を造って神宮とした」と記されており、少なくとも、天平勝寶元年には梨原宮は存在していることが伺われる。天平勝寶元年といえば、十二坪の遺構時期区分ではⅢ期に相当する時期である。Ⅲ期は、正殿やこれを取り囲む回廊状建物、池などの施設は既になく、何棟かの掘立柱建物や礎石建総柱建物はあるがⅡ期のような厳密な遺構配置をとるものもなく、また神宮と呼ぶにふさわしい遺構も何ら検出されていない。つまり、2つめにあげられた「梨原宮」の概念とは大きく違っているのである。仮にⅡ期の遺構を「梨原宮」とし、Ⅲ期の遺構を

「新殿」と推定してみよう。だが『続日本紀』を今一度読みかえすと「於宮南梨原宮造新殿以為神宮」とあり、これは「梨原宮に新殿をつくって神宮とする」と解釈すべきで、「梨原宮の主要建物を壊して新殿をつくった」と理解すべきではない。つまり、史料からは「梨原宮」の主要建物と「神宮」とは同時期に存在している公算が大きいことが伺えるのである。しかし、十二坪の場合には、このような様相を見ることはできない。

これら2つの点から、十二坪内で検出された特異な建物群を「梨原宮」と直接結び付けるまでには至らないと考える。

4. まとめ

3章にわたって「相撲所」および「梨原宮」説について、出土遺物を中心に検討してきた。その結果、十二坪は相撲をとる場所として機能していた可能性が極めて高く、しかも「左相撲」の墨書き土器が示すように、奈良時代からすでに左右の相撲所別れていたことが推察できよう。

平安時代の資料では『延喜式』に節会相撲などが詳しく書かれており、当時の様相を把握することができるが、奈良時代には続日本紀に数回相撲の記事がでてくるだけで詳しいことまでは書かれておらず、実態が殆ど判っていない。しかし、十二坪から出土した墨書き土器をさらに様々な角度から検討することにより、奈良時代の相撲の研究も進展すると思われる。

「梨原宮」説に関しては、冒頭でも触れたように調査地周辺の発掘調査が近年頻繁に行われているので、それらの調査成果との検討を十分にした後、再度検討する必要があるだろう。いずれにせよ、平城宮南方遺跡周辺地は、宮の管理下にあったといっても過言ではない地域に含まれるであろう。

(注)

- 1) 田辺征夫「長屋王邸宅跡」『月刊文化財』1989年
- 2) 奈良国立文化財研究所「平城京左京二条二坊五坪の調査」現地説明会資料 1989年
- 3) 奈良市教育委員会「平城京左京二条二坊十二坪発掘調査概要報告」1984年
- 4) 堀池春峰「梨原宮と梨原庄」『奈良県観光』1983年
- 5) 西崎卓哉「平城京左京二条二坊十二坪の調査」『奈良県観光』1985年